



国土交通省

富山河川国道事務所

記者発表資料

平成30年8月24日
配布：県政記者クラブ
扱い：配布後解禁

不法占用合同パトロールを実施します

当事務所では安全で快適に道路を利用していただけるよう、日常的にパトロールを実施しています。

道路を常に広く、美しく、安全に利用する気運を高めることを目的とし、8月の「道路ふれあい月間」に、特に歩行者が多い下記区間において、県内の道路管理者が合同で、不法に占用されている看板、日除け及び投光器等の是正指導を実施します。

(1)日 時 平成30年8月28日(火) 14:00～16:00 【雨天中止】

(2)区 間 国道41号 ^{あらまち}荒町交差点 ～ ^{ほしいちよう}星井町一丁目交差点 の区間

(3)実施者 道路管理者連絡協議会
(国土交通省富山河川国道事務所・富山県・富山市
・中日本高速道路(株)金沢支社 富山保全・サービスセンター)



<実施区間>



<昨年度の実施状況>

<「道路ふれあい月間」とは>

国土交通省では、毎年8月を「道路ふれあい月間」として、道路を利用する国民の方々に、道路とふれあい、道路の役割や重要性を改めて認識していただき、道路を常に広く、美しく、安全に利用していただくため、道路の愛護活動や道路の正しい利用の啓発等の各種活動を特に推進することとしています。

お問い合わせ先



パレットとやま

道路管理者連絡協議会事務局
富山河川国道事務所

道路管理第一課長 ^{まつくら}松倉 ^{ともこ}友子

^{おくだしんまち}
〒930-8537 富山市奥田新町2番1号 <http://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/>
TEL: 076-443-4722(直通) TEL: 076-443-4701(代)